

京都市告示第 180 号

平成 21 年 10 月 23 日京都市告示第 297 号（京都市中京区要保護児童
対策地域協議会の設置）の一部を次のように改めます。

平成 22 年 7 月 22 日

京都市長 門川大作

第 3 項（要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等の名称及び児童
福祉法第 25 条の 5 各号の該当する号）の表を次のように改めます。

名 称	児童福祉法第 25 条の 5 各号の該当する号
京都市児童福祉センター	第 1 号
京都市中京区役所福祉部	第 1 号
京都市中京区役所保健部	第 1 号
京都市教育委員会指導部生徒指導課	第 1 号
京都市教育委員会生涯学習部	第 1 号
京都市立中京もえぎ幼稚園	第 1 号
中京区内の公立保育所（代表）	第 1 号

名 称	児童福祉法第25条の5 各号の該当する号
堀川警察署	第1号
五条警察署	第1号
中京区内の児童館及び学童クラブ（中京地区代表）	第2号または 第3号
京都市中京青少年活動センター	第2号
社会福祉法人京都市中京区社会福祉協議会	第2号
社団法人中京東部医師会	第2号
社団法人中京西部医師会	第2号
社団法人京都市私立幼稚園協会（中京地区代表）	第2号
京都市小学校校長会中京支部	第3号
京都市中学校校長会中京支部	第3号
中京保育園長会	第3号
中京区民生児童委員会	第3号
京都市長が指定する者	第3号

(中京区役所福祉部支援保護課)